

本橋プロジェクト

No,3

2022年7月27日

発行・編集責任者

斉藤孝紀

JR東海労新幹線地本

本橋仮処分プロジェクト

第1回審尋が開かれる！

出向による組合活動の支障は明らかだ

仮処分申立の第1回審尋が昨日26日に開かれました。会社側と合同の審尋で、また別々に数回行われました。本橋さんと代理人の弁護士は、今月末までの出向取消しを求めて最大限の主張を展開しました。

このSEKの出向によって組合活動に大きな支障が具体的に発生していること。何よりも組休（組合休暇）がSEKでは取得出来ないこと。本橋さんはSEKの現場の現場長や総務部長を通じて本社に問い合わせ、不可であるとの返答を得ていること。会社はJR東海労と締結している労働協約第6条（組休や勤務解放の取り決め）は出向先ではJR東海の労務指揮権がないから適用されないと主張していること。本橋さんは6月からの出向を前に6月のJR東海労本部大会と中央執行委員会のために組休を申請したにもかかわらず無視されました。そのことによって年休をとらざるを得ませんでした。SEKでは年間休日120日と言われながらも仕業では113日しかありません。本部書記長の重責を果たすには一体何日の年休が必要となるのでしょうか。明らかにSEKへの本橋さんの出向は、正当な労働組合活動の妨害であり、不当労働行為そのものです。

さらに組合側が強く主張したのは本人の同意がなくしかも出向に関する労働協約がないこと。会社側の答弁書にある新日鉄の出向に関する件は労使協定（労働協約）が存することが前提であること。加えて淵上さん仮処分申立の時の、裁判所の真摯な対応をも明らかにしながら、出向取消しを求めました。

会社の答弁書はこの第1回審尋の前日25日FAXで弁護士事務所へ送信されたものです。あれだけ多くの会社側弁護士がいてなんたることか！一体、いくらもらっているの？

第2回審尋が9月9日に決定！

東京地裁は8月を超えるけれども9月に第2回審尋を決定しました。私たちはあくまでも本橋さんの出向を取り消させるために、一丸となって進みましょう！

猛暑が続きますが、皆さん健康に留意して乗り切りましょう！

